平成２９年（フ）第２７５号
香川県高松市香西本町15番地３　高松パレスハイツ603号
債務者　初鹿　晋二
1　決定年月日時　平成29年12月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月７日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第７号
長崎県壱岐市郷ノ浦町半城本村触1214番地１
債務者　野口すみ恵
1　決定年月日時　平成29年12月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月７日まで
長崎地方裁判所壱岐支部

平成２９年（フ）第４１９号
熊本市北区植木町滴水1059番地１　レジデンス滴水Ｄ棟202号室、前住所熊本市北区下硯川１丁目７番11号
債務者　高松喜味代
1　決定年月日時　平成29年12月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月７日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第３１２号
岐阜市葭町５丁目６番地２（メゾンあずま４ＦＡ号室）
債務者　安江　正美
1　決定年月日時　平成29年12月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月９日まで
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第３４８号
岐阜市今嶺１丁目５番５－205号　（コーポラス戸崎）
債務者　渡邊　信也
1　決定年月日時　平成29年12月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月９日まで
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第１４９号
福島市天神町８番26号　カーサエスペランサ301号室、住民票上の住所福島県郡山市大槻町字矢地内53番地
債務者　佐藤アヤ子
1　決定年月日時　平成29年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月12日まで
福島地方裁判所

平成２９年（フ）第６０号
滋賀県長浜市千草町47番地19
債務者　八田　雄二（旧姓中橋）
1　決定年月日時　平成29年12月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月12日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２９年（フ）第１７号
長崎県対馬市美津島町雞知甲235番地11、前住所福岡県古賀市花見南２丁目10番５－404号
債務者　中島　正法
1　決定年月日時　平成29年12月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月12日まで
長崎地方裁判所厳原支部破産係

平成２９年（フ）第５１０号
静岡市葵区牧ヶ谷2216番地　シティハイツＡ105号、旧住所静岡市葵区新富町２丁目９番地
債務者　小塚　教子
1　決定年月日時　平成29年12月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月13日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第５４７号
静岡市葵区あさはた１丁目２番10－314号、旧住所静岡市葵区池ヶ谷東６番６－103号
債務者　長島　逸雄
1　決定年月日時　平成29年12月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月13日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第５５８号
静岡県藤枝市与左衛門190番地の２
債務者　小杉かず江
1　決定年月日時　平成29年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月13日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第６２２号
静岡市清水区千歳町９番１号　サンミエール千歳802号、住民票上の住所静岡市清水区港町１丁目１番３号
債務者　木村　泰文
1　決定年月日時　平成29年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月13日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第４５３号
静岡県浜松市東区薬師町460番地の２
債務者　田中　孝子
1　決定年月日時　平成29年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月９日午前10時50分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第１２９１号
東京都東大和市清水２丁目829番地の９
債務者　青柳　義久
1　決定年月日時　平成29年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月14日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１１９１号
東京都町田市原町田６丁目22番９号石井マンション101
債務者　岩本　　藍（旧姓石井）
1　決定年月日時　平成29年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月16日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１２７３号
東京都東久留米市大門町１丁目２番11号メゾン越仙401
債務者　田中　俊夫
1　決定年月日時　平成29年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月16日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部